

# 市川市立第七中学校 P T A会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は「市川市立第七中学校P T A」と称し、事務局を同校に置く。
- 第2条 本会は生徒の健全な発達を支援し、合わせて会員相互の教養を高めると共に本校の教育活動に協力することを目的とする。
- 第3条 本会の活動において会員・非会員に関わらず、すべての生徒保護者は平等に機会を与える。
- 第4条 本会の目的を達成するため、次の活動をする。
1. 家庭と学校と地域の関係を密にし、生徒の教育について、保護者と教師と地域住民の協力を図る
  2. 教育環境の整備充実をはかる
  3. 会員相互の修養ならびに親睦をはかる
  4. 生徒の就学と出席の奨励ならびに校外活動の指導を行う
  5. 保健衛生の向上と体育の振興をはかる
  6. 生徒及び会員の研究を奨励する
  7. その他必要と認められること

## 第2章 会 員

- 第5条 本会の会員になり得る者は、本校生徒の保護者及び教職員とする。

## 第3章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- |      |          |     |                    |
|------|----------|-----|--------------------|
| 名譽会長 | 1名 (校長)  |     |                    |
| 会長   | 1名 (保護者) | 副会長 | 3名以上 (保護者 2名以上、教頭) |
| 書記   | 2名 (保護者) | 会計  | 3名 (保護者 2名、教頭)     |
| 会計監査 | 2名 (保護者) |     |                    |
- 第7条 本会は、前条の役員のほかに、顧問を置くことができる。  
顧問は役員の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。  
2年以上籍をおいた者は、以降の選出免除を希望できる。
- 第9条 役員の任務は、次の通りとする。
1. 名譽会長 名譽会長は、学校経営の立場から本会の活動に参与する
  2. 会長 会長は、本会を代表し会務を統括する
  3. 副会長 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はこれに代わる
  4. 書記 書記は、本会を記録し報告及び保管する
  5. 会計 本部会計は、本会の会計を処理する
  6. 会計監査 会計監査は、本会の会計を監査する
  7. 顧問 顧問は会長の諮問に応じる
- 第10条 役員は、会長の招集により役員会を構成し、必要な会務運営の調整を運営委員会に提案することができる。

第11条 役員の選任は、次の通り行う。

1. 役員は選考委員会において候補者を選出し、総会の承認を経て決定する
2. 選考委員は原則として1・2年生の学年委員の中から各学年2名程度で構成する
3. 第一回の選考委員会は校長が招集する。委員の互選により委員長と書記を選出し、第二回以降の委員会は委員長が招集する
4. 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の議決により決定することができる

#### 第4章 総 会

第12条 総会は全会員で構成された本会の最高機関であり、会員の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。議決は出席会員の過半数によって成立する。

その方法は書面または電磁的記録も可とする。

また未回答や白票は同意とみなす。

第13条 定期総会は原則として、学年初めに会長が招集する。その他必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

第14条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

1. 会務の報告及び計画の承認
2. 予算及び決算の承認
3. 役員の承認
4. 会則の改定
5. その他特に重要な会務

#### 第5章 運営委員会

第15条 運営委員会は、次の構成員で構成し、本会の事業の企画並びに調整にあたる。

1. 第6条に定められた役員
2. 各専門委員の委員長及び副委員長
3. その他本会が必要と認めた会員

第16条 運営委員会は、会長が招集し、司会は会長が指名する。

第17条 運営委員会の議決は、出席委員の過半数による。

#### 第6章 専門委員会

第18条 専門委員会は、本会の活動に必要な事項を分担して、調整立案し、運営委員会で決定した実施事項を執行する。

第19条 専門委員会の種類と仕事は次の通りである。

学年委員 学級・学年行事のサポート

家庭教育学級委員会 家庭教育学級の運営に関する事

地区校外委員会 生徒の校外生活を見守り、家庭と学校と地域との連絡調整

第20条 各専門委員会の正副委員長は、委員の互選により選出する。

## 第7章 会 計

第21条 本会の経費は、会費、事業収入、その他をもって充てる。

第22条 会費は、生徒（1人につき）、教職員とも年間2,000円とする。

第23条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

## 第8章 その他

第24条 個人情報に関する取扱いには充分留意する。

平成26年4月19日 一部改正

平成27年4月18日 一部改正

平成31年4月20日 一部改正

令和4年4月22日 一部改正

令和5年4月 1日 一部改正

令和6年4月14日 一部改正

## 市川市立第七中学校 P T A 慶弔規定

第1条 生徒死亡の際には、弔慰金として10,000円を贈る。

第2条 会員死亡の際には、弔慰金として10,000円を贈る。

第3条 その他必要と認めた際には、役員協議の上弔慰金及び見舞いを行うことができる。